

教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関

人事委員会事務局

監査委員事務局

警察本部長並びに警察本部及び警察署

労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項及び第2項（第2号及び第8号から第16号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること（債権の発生の原因となる契約その他の行為を除く。）。</u></p> <p><u>(14) [略]</u></p> <p><u>(15) [略]</u></p> <p><u>(16) [略]</u></p> <p><u>(17) [略]</u></p> <p><u>(18) [略]</u></p> <p><u>(19) [略]</u></p> <p><u>(20) [略]</u></p> <p><u>(21) [略]</u></p> <p><u>(22) 第17号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</u></p> <p><u>(23) [略]</u></p> <p><u>(24) [略]</u></p> <p>6・7 [略]</p>	<p>(教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項及び第2項（第2号及び第8号から第16号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 1件の評価額3,500万円以上の行政財産の用途廃止に関すること。</u></p> <p><u>(14) 1件の評価額7,000万円未満の普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること（債権の発生の原因となる契約その他の行為を除く。）。</u></p> <p><u>(15) [略]</u></p> <p><u>(16) [略]</u></p> <p><u>(17) [略]</u></p> <p><u>(18) [略]</u></p> <p><u>(19) [略]</u></p> <p><u>(20) [略]</u></p> <p><u>(21) [略]</u></p> <p><u>(22) [略]</u></p> <p><u>(23) 第18号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</u></p> <p><u>(24) [略]</u></p> <p><u>(25) [略]</u></p> <p>6・7 [略]</p>

8 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第8号から第16号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第5項第17号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(3)～(10) [略]

(11) 第2号及び第5項第18号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(12)～(17) [略]

9～17 [略]

18 第1項第2号及び第3項に掲げる事務について、教育事務所、県立学校及び県立学校以外の教育機関（博物館及び美術館を除く。）の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 給与及び報酬の支給証明に関すること（教育事務所長にあつては、所管市町村立小中学校の職員に係るものを含む。）。

19・20 [略]

（人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務）

第5条 人事委員会の所掌に係る事務に関し、人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 財産の取得、管理及び用途廃止に関すること。

(2)・(3) [略]

2 前項に掲げる事務について、人事委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

8 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第8号から第16号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第5項第18号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(3)～(10) [略]

(11) 第2号及び第5項第19号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(12)～(17) [略]

9～17 [略]

18 第1項第2号及び第3項に掲げる事務について、教育事務所、県立学校及び県立学校以外の教育機関（博物館及び美術館を除く。）の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 給与及び報酬の支給証明に関すること（教育事務所長にあつては、所管する市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の職員に係るものを含む。）。

19・20 [略]

（人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務）

第5条 人事委員会の所掌に係る事務に関し、人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 財産の取得、管理、用途廃止及び処分に関すること。

(2)・(3) [略]

2 前項に掲げる事務について、人事委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 1件の評価額3,500万円以上の行政財産の用途廃止に関すること。

(8) 1件の評価額7,000万円未満の普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) 第1号、第3号、第10号及び第14号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(17) 第7号、第12号及び第13号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(18) [略]

3 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局職員課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 前項第12号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(8)～(18) [略]

4 [略]

(監査委員事務局の職員に補助執行させる事務)

第6条 監査委員の所掌に係る事務に関し、監査委員事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 財産の取得、管理及び用途廃止に関すること。

(2)・(3) [略]

2 前項に掲げる事務について、監査委員事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) 第1号、第3号、第10号及び第14号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(15) [略]

(16) [略]

(17) 第1号、第3号、第11号及び第15号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(18) 第8号、第13号及び第14号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(19) [略]

3 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局職員課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 前項第13号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(8)～(18) [略]

4 [略]

(監査委員事務局の職員に補助執行させる事務)

第6条 監査委員の所掌に係る事務に関し、監査委員事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 財産の取得、管理、用途廃止及び処分に関すること。

(2)・(3) [略]

2 前項に掲げる事務について、監査委員事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 1件の評価額3,500万円以上の行政財産の用途廃止に関すること。

(8) 1件の評価額7,000万円未満の普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 第1号、第3号、第11号及び第15号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(17) 第7号、第12号及び第13号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(18) [略]

3 第1項に掲げる事務について、監査委員事務局監査第一課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 前項第12号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(10)～(22) [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) 第2号、第4号、第14号及び第17号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(20) 第8号、第15号及び第16号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(21) [略]

(22) [略]

4・5 [略]

(18) 第8号、第13号及び第14号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(19) [略]

3 第1項に掲げる事務について、監査委員事務局監査第一課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 前項第13号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(10)～(22) [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 1件の評価額3,500万円以上の行政財産の用途廃止に関すること。

(9) 1件の評価額7,000万円未満の普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) 第2号、第4号、第15号及び第18号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(21) 第9号、第16号及び第17号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(22) [略]

(23) [略]

4・5 [略]

6 第1項及び第2項に掲げる事務について、警察本部会計課長の専決できる事項は次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

(16) 第3項第15号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(17)～(28) [略]

7～11 [略]

(労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務)

第8条 労働委員会の所掌に係る事務に関し、労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 財産の取得、管理及び用途廃止に関すること。

(2)・(3) [略]

2 労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。

(1) [略]

3 前2項に掲げる事務について、労働委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) 第1号、第3号、第10号及び第14号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(17) 第7号、第12号及び第13号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(18) [略]

(19) [略]

6 第1項及び第2項に掲げる事務について、警察本部会計課長の専決できる事項は次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

(16) 第3項第16号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(17)～(28) [略]

7～11 [略]

(労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務)

第8条 労働委員会の所掌に係る事務に関し、労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 財産の取得、管理、用途廃止及び処分に関すること。

(2)・(3) [略]

2 労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。

(1) [略]

(2) 労働行政功労者表彰に関すること。

3 前2項に掲げる事務について、労働委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 1件の評価額3,500万円以上の行政財産の用途廃止に関すること。

(8) 1件の評価額7,000万円未満の普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 第1号、第3号、第11号及び第15号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為をすること。

(18) 第8号、第13号及び第14号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(19) [略]

(20) [略]

<p>4 第1項に掲げる事務について、労働委員会事務局審査調整課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>前項第12号</u>に規定する以外の国庫支出金に関すること。</p> <p>(10)～(21) [略]</p>	<p>(21) <u>労働行政功労者表彰に関すること。</u></p> <p>4 第1項に掲げる事務について、労働委員会事務局審査調整課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>前項第13号</u>に規定する以外の国庫支出金に関すること。</p> <p>(10)～(21) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。